

## 公有水面埋立法施行令

### 1. 案内情報

- 手続名 : 会社成立、合併又は分割による出願承継の届出  
手続根拠 : 公有水面埋立法施行令第1条第4項、5項  
手続対象者 : 承継人  
提出時期 : 承継開始（設立、合併又は分割の登記）から三月以内  
提出方法 : 名義承継届出書を作成し、免許権者である都道府県知事又は港湾管理者に提出してください。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : 公有水面埋立法施行規則第4条第4項で規定する書類部数については、提出先にお問い合わせ下さい。  
申請書様式 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。  
記載要領・記載例 : 同上

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。  
受付時間 : 同上  
相談窓口 : 同上

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。  
標準処理機関 : 同上  
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)